

浜田 会議所だより



HAMADA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

浜田商工会議所ホームページ <http://www.hamada-cci.or.jp/>



ときを超えて 明日につなぐ
400年に想う未来—新たな浜田の物語

平成31年 浜田商工会議所 新春互礼会 開催



年頭の挨拶を述べられる榎山会頭

平成31年1月7日(月)、鈴蘭別館において「平成31年 浜田商工会議所 新春互礼会」を開催しました。当日は、来賓として久保田浜田市長、大屋島根県議会議長をはじめ、10名の方々にご臨席を賜りましたこと、お礼申し上げます。また、合わせて61名の役員・議員・

各部会の常任委員の皆様にもご出席いただきました。

本年も役員・議員の皆様をはじめ、会員の皆様には、昨年と変わらぬご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

| | |
|----|-------------------------------------|
| 目次 | 1P 新春互礼会 |
| | 2P 新春互礼会あいさつ【会頭】【浜田市長】 |
| | 4P 生命共済・漁火 増口キャンペーン 専門家による事業承継相談 |
| | 7P 浜田税務署からのお知らせ |
| | 8P 働き方改革のポイント |

| |
|-----------------------|
| 3P 会議所月報・マル経・労働保険事務委託 |
| 5P 青年部レポート |
| 6P 2019年度検定試験施行一覧 |

～ 今月の折込 ～

○ 消費税軽減税率制度への対応パンフレット

平成三十一年 新春互礼会あいさつ

浜田商工会議所 会頭
樋山 陽介

皆様、明けましておめで
とうございます。

今年は正月三が日の天気
が良く、四日に私共の会社
も商工会議所も仕事始め
ました。その後、挨拶回りに
行きましたけれども五六日
が土・日で四日は谷間とい
うこともありお休みされて
いる所も多く、伺っても不
在といったケースもありま
した。今日から仕事始めと
いうところも多くあります
が、気分を新たにこの互例
会にて鋭気を養っていただ
きたいと思えます。

現在の経済情勢について
は、世界全体を見ると米中
の対立、トランプ大統領の
やり方等の問題等、多々あ
ります。さらに日本に関し
て言えば日韓の葛藤がござ
います。先般のレーザー照
射の問題は、お互いがまる

としても経済界として協力
していきたいと思っていま
す。皆様どうぞよろしくお
願いたします。

浜田市長

久保田 章市

で子供が喧嘩をしているよ
うな状況で、最後には分が
悪い方が揚げ足を取るよう
な言葉の喧嘩でございます。
こういった関係がいつまで
続くのか、やはり何とか正
常に戻さなければ、浜田港
の唯一の航路が韓国釜山で
すので、地方にまで影響が
及ぶことになれば大きな問
題になりますので、なんと
か面子をつぶさない形で納
めていただければと思いま
す。

株価も上がったたり下がっ
たり安定しておらず、今日
は上がったようですが波乱
含みの年になることが予想
されます。これから一年間、
皆様ご健康に留意されつつ
仕事を是非頑張っていただ
き、浜田を元気にしていた
だきたいと思っております。
後ほど市長さんからもご
挨拶がございますが、開府
400年の様々な行事が予
定されていますが、会議所

皆様明けましておめでと
うございます。商工会議所
の皆様には日頃から地域の
産業振興、地域経済の発展
にご尽力いただいているこ
とに厚くお礼申し上げます。
現在、事業承継が大きな
テーマになっていますが、
昨年五月に商工会議所の中
にサポーター窓口を設置いた
だきまして、相談件数も毎
月のように増えており、実
際に承継が完了した件数も
増えているという報告申し
上げており、本当に感謝申し
上げます。
世の中は大変厳しい状況
ではございますが、昨年一
年間を振り返ってみます
と、おかげさまで浜田市の
経済面においては明るい話

題もいくつかございました
た。外ノ浦が日本遺産に認
定されたこと、外国船が浜
田港に三回寄港し外国人の
方が浜田市内を散策する姿
も見られ、十一月から中国
電力火力発電所二号機の建
設が進んでおり、千人を超
える方がお越しになり工事
をされています。こういった
たことが地域経済にとつて
大きなプラスになるのでは
と期待しています。また漁
業においても、一昨日に魚
市場での初市の式で発表が
あり、昨年一年間の浜田港
水揚げ高は五六億五千万円
で前年が五四億円ですの
で、二億五千万円上回っ
たということでございます。
ふるさと寄付におい
ては自治体間競争が厳しく
なっていますが、昨年四月
から十二月までの九ヶ月間
で一二億五千八百万円のご
寄付をいただき、前年を
八百万円上回りました。競
争激化に加え総務省の厳し
い指導のなかにあつて大い
に健闘したのではと思いま
す。

さらに、防犯カメラの設
置につきましても皆様方
にお願いしておりましたが、
四五〇万円の目標に対して
七二五万円という超過達成
をさせていただき、防犯カ
メラ十台設置予定を十五台
設置に上方修正して、どこ
に設置するかといった警
察との協議を今後進めてい
きます。ご協力いただきま
した皆様に感謝申し上げた
と思います、本当にあり
がとうございました。

さて、本年は開府400
年でございます。全国に藩
の数は約三百あるそうです
が、多くは江戸幕府開府後
に設置されたということ
です。本来であれば三十年
辺りで全国三百近い場所
で開府400年祭りが行われ
るのが当たり前とは思いま
すが、本格的に取組む自治
体は少数であり、その一つ
が浜田市です。過去四百年
を振り返るとともに将来の
浜田を考えるとといった機会
にしたいと考えています。
四月二十九日の浜っ子春
まつりをスタートと致しま

して、八月には花火大会、
八月下旬には浜田川を利用
した川遊びの大会も予定さ
れています。十月十三日に
記念式典、フィナーレとし
て商工会議所と誘致活動を
進めた北前船フォーラムが
来年三月開催に決まりました。
このように一年を通じて
様々なイベントを予定し
ております。このことを浜
田にご縁のある様々な方々
に発信させていただいてお
り、多くの方に浜田にお越
しいただき地域経済へのプ
ラスになるよう、私共も一
生懸命尽力いたしますので
商工会議所の皆様方にも一
緒に取組んでいただければと
思っております。
終わりになりましたが、
商工会議所の益々のご発展、
皆様方のご健勝とご多幸を
ご祈念申し上げます。開
会にあたってのお祝いのご
挨拶とさせていただきます。
本年もどうぞよろしくお願
いたします。

会議所月報 (1月4日~2月11日)

会議所の動き

| | |
|----------------------------------|--|
| 1月 4日(金) 仕事始め式 新年浜田市民賀会 | 1月23日(水) 浜田市社会福祉協議会地域包括 支援センター検討委員会 |
| 1月 6日(日) 浜田市消防出初め式 | 1月23日(水) 浜田漁港活性化検討委員会 |
| 1月 7日(月) 島根県知事他新年あいさつ回り 新春互例会 | 1月28日(月) 浜っ子春まつり実行委員会 |
| 1月 9日(水) 浜田港福井地区ガントリークレーン供用式 | 1月31日(木) 島根・鳥取商工会議所専務理事会議 |
| 1月10日(木) 2019 ALLいわみイチオシ商品発表会 | 2月 2日(土) 更生保護3団体合同研修会 ・新年情報交換会 |
| 1月15日(火) ベストウイズクラブ総会 | 2月 4日(月) 浜田商工会議所石央商工会意見交換会 |
| 1月16日(水) はまだ産業振興機構事務局会議 | 2月 6日(水) 浜田市観光協会理事会 |
| 1月17日(木) 島根・鳥取商工会議所事務局長会議 | 2月 8日(金) ビジネスフェア中四国2019 |
| 1月18日(金) 広島島根県人会新年会 | 2月 9日(土) ビジネスフェア中四国2019 |
| 1月22日(火) 事業承継個別相談会 | |
| 1月23日(水) 海上自衛隊艦艇の物資補給基地 | |

マル経資金 (経営改善貸付)

- 無担保・無保証人・小規模事業者経営改善資金 -

マル経資金は、安心・有利な公的融資制度、小規模事業所の方々の経営の改善に役立てて頂くための国の融資制度です。

| | |
|---|--|
| 運転資金・設備資金 2,000万円 利率 1.11% (固定金利) <small>(平成31年1月17日現在)</small> | 返済期間 運転資金 最長7年 <small>(据置1年以内を含む)</small> 設備資金 最長10年 <small>(据置2年以内を含む)</small> |
|---|--|

※運転資金・設備資金は今回の申込金額と利用残高の合計が1,500万円を超える場合、事業計画書、報告書が必要となります。

マル経資金のメリット

- ① 担保、保証人、信用保証とも一切不要です。
- ② 保証料、手数料とも不要、金利は実質金利です。
- ③ 借入後の金利変動がない固定金利です。
- ④ 安心して利用できる国の融資制度です。

融資の対象者

- ① 現在、旧浜田市内で1年以上事業を営んでいる方
- ② 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)の方
- ③ 納税すべき税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している方
- ④ 従前から浜田商工会議所の経営指導を受けている方
- ⑤ 日本政策金融公庫の対象事業である方

お問い合わせ 浜田商工会議所 中小企業相談所 TEL: 0855-22-3025

労働保険事務委託について

- 浜田商工会議所では事務委託事業所を募集しています! -

労働保険の加入手続きはお済でしょうか?労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きをとられるようお願いいたします。浜田商工会議所では会員サービスの一環として事務組合を運営しており、労働保険に関する事務処理を一括して代行しております。

事務委託によるメリット!

- ①労働保険に関する事務処理を一括しますので事業主の事務負担が軽減されます。(年度更新も含む)
- ②また、労働保険料を金額に関わらず3回に分割して納付することができます。
- ③事業主または家族従業員も労災保険に加入することができます。(特別加入)

こんな時も!

- ・労働保険の事務手続きがわからない
- ・人手不足で事務処理をする余裕がない
- ・関係官庁(ハローワーク等)に出かけるのが面倒
- ・事業主及び家族従事者も労災に加入したい

お問い合わせ 浜田商工会議所 総務課 TEL: 0855-22-3025

「生命共済制度・漁火 増口キャンペーン」のお知らせ
 ・ ・ ・ アクサ生命保険株式会社とともに生命共済制度をご案内します！ ・ ・ ・

このキャンペーンは、浜田商工会議所が福祉共済制度の一層の充実を目指して行っているキャンペーンであり、会員事業所の皆様に広く知っていただき、皆様の福利厚生の実現、経営基盤の強化に役立てていただきたいという主旨によるものです。

本商工会議所職員及びアクサ生命保険株式会社の共済制度推進員がお伺いしました際には、是非ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

>>> 期間：平成31年1月9日（水）～ 3月29日（金）

『生命共済制度・漁火』

【制度概要】

割安な掛金で、業務上、業務外を問わず24時間保障の上、ガン死亡特約付きです。さらに当所独自の見舞金や祝金制度も充実しております。その上、毎年収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、契約者あてに契約者配当金をお支払します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

浜田商工会議所 TEL：0855-22-3025 FAX：0855-22-5400

火 災 共 済

【島根県火災共済協同組合】

島根県、鳥取県内にある工場・店舗・住宅等の建物から機械設備・商品・家財等の財物を火災をはじめ様々な事故により被った損害を補償します。

《 商品の紹介 》

● **普通火災共済**

主に火災・落雷・風災・雪災による損害を補償。

● **総合火災共済**

普通火災共済の補償に加え、水災・盗難・物体の飛来衝突による損害を補償。

● **新総合火災共済**

幅広い手厚い補償でニーズに合ったプランを選択。
 ※「新価」を基準とした契約です

※詳しい内容はお問合せください



お申込・ご相談は・・・
 浜田商工会議所 TEL(0855)22-3025

**専門家による
 事業承継相談会**

無料

日時 平成31年2月26日（火）
 10時 ～ 15時

場所 浜田商工会議所

相談員 中小企業基盤整備機構 中国本部
 事業承継コーディネーター
 村上 弘基 氏

島根県事業承継推進員
 佐田 正徳 氏

《 ご予約・お問合せ先 》

浜田商工会議所
 TEL：0855-22-3025

※なお、上記以外でも相談を受け付けておりますので
 お気軽にお問合せください。

浜田商工会議所 二月号 青年部レポート

安来商工会議所青年部

創立三十周年記念式典

島根県安来市

平成三十年十一月十七日

(土)、安来市総合文化ホール『アルテピア』において安来商工会議所青年部創立三十周年記念式典が開催され、浜田YEGより九名で参加してまいりました。

まず大ホールで開催された同式典は、歴代会長への表彰や、三十周年事業「やすぎイルミネーション」などじょナリエ」のPRなどが執り行われました。PRの映像や記念事業ロゴなどが随所に散りばめられており、大変参考になりました。その後、会場を小ホールに移し、祝賀会が開催されました。こちらも、オープニングから趣向を凝らした

内容で、改めて感心させられました。また、角実行委員長のあいさつでは、ご自身の熱い思いや、安来YEG島田会長との絆が感じられ、とても清々しい気持ちになりました。

安来YEGの皆様、大変お世話になりました。式典に参加した浜田YEGメンバー



一月 定時 総会

商工会議所大ホール

平成三十一年一月二十五日(金)、浜田商工会議所

三階大ホールにおいて、一月定時総会を開催しました。当日は来賓として、浜田商工会議所会頭 樋山陽介様、浜田商工会議所副会頭 福濱秀利様、そして多くの青年部OBの皆様にご臨席を賜りました。原田会長の挨拶に続き、来賓の方々を代表し樋山会頭様と、浜田商工会議所青年部OB会幹事長 矢口伸二様よりご祝辞を頂きました。

本総会は、会員数四十六名に対し、出席会員数四十三名(内訳 本人出席二十五名、委任状十八名)により成立しましたので、議長(原田会長)進行のもと議事に入りました。そして、平成三十一年度の新役員選出について審議を行いました。

選考委員会(藤原選考委員長)の選考を経て、新役員の選出が行われ、会員満場一致で承認されました。

その後懇親会を開始する前に、新執行部紹介と金田次年度会長より挨拶を頂きました。

その後、懇親会を行い終始和やかな雰囲気の中、一時間の懇親会は終了しました。

大変お忙しい中お越しいただきましたご来賓の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(総務委員会 委員長 杖田 浩崇)



原田議長進行のもと、議事を審議するYEGメンバー

石見四市YEG交流会

島根県大田市

平成三十一年一月二十六日(土)、石見四市YEG交流

会が大田市で開催されました。

まず、男女共同参画センターあすてらすにて開催された交流会は、これまでの石見四市交流会とは大きく趣向が異なる『料理教室』でしたが、料理を普段あまりすることのないメンバーにとっては新鮮に感じられ、終始和やかに交流をすることができました。

その後の懇親会は、バスで三十分ほど走った場所にあるさんべ荘にて開催されました。懇親会の前には、施設の温泉にも入ることができ、非常にリラックスできました。

来年度の石見四市交流会は、浜田が主管となります。我々も今回の大田YEGの皆様には、お返しを兼ねて、企画してまいります。大田YEGの皆様、この度は大変お世話になりました。



料理教室にて、スイーツ作りを楽しむYEGメンバー



石見四市YEG交流会に参加した浜田YEGメンバー

2019年度 浜田商工会議所各種検定試験施行一覧表

浜田商工会議所では以下の検定試験を施行しています。
 会員さん及びお勤めの従業員さんの知識向上、スキルアップにご活用ください。
 ※10月以降の検定試験については、受験料変更となりますのでご確認ください。

| ◆簿記検定◆ | | | |
|--|-----------|-----------------|--|
| 申込受付:①浜田商工会議所窓口 TEL22-3025 ②ネット申込み http://www.hamada-cci.or.jp/ | | | |
| 種目/回数 | 試験日 | 受付期間 | 受験料 |
| 152回 | 6月9日(日) | 4月8日～5月17日 | 1級 7,710円 2級 4,630円 3級 2,800円 |
| 153回 | 11月17日(日) | 10月1日～10月25日 | 1級 7,850円 2級 4,720円 |
| 154回(2～3級) | 2月23日(日) | 12月16日～1月24日 | 3級 2,850円 |
| ◆リテールマーケティング(販売士)検定◆ | | | |
| 申込受付:浜田商工会議所 TEL22-3025 | | | |
| 種目/回数 | 試験日 | 受付期間 | 受験料 |
| 84回(2.3級) | 7月13日(土) | 5月13日～6月21日 | 2級 5,660円 3級 4,120円 |
| 85回 | 2月19日(水) | 12月16日～1月24日 | 1級 7,850円 2級 5,770円 3級 4,200円 |
| ◆珠算検定◆ | | | |
| 申込受付:浜田商工会議所 TEL22-3025 | | | |
| 種目/回数 | 試験日 | 受付期間 | 受験料 |
| 216回 | 6月23日(日) | 4月15日～5月23日 | 1級 2,300円 2級 1,700円 3級 1,500円 4～6級 1,000円 |
| 217回 | 10月27日(日) | 8月19日～9月26日 | 1級 2,340円 2級 1,730円 |
| 218回 | 2月9日(日) | 12月2日～1月9日 | 3級 1,530円 4～6級 1,020円 |
| ◆カラーコーディネーター検定◆ インターネット登録 http://www.kentei.org | | | |
| 申込受付:検定センター TEL03-3989-0777(土日・祝日・年末年始を除く 10:00～19:00) | | | |
| 種目/回数 | 試験日 | 受付期間(団体は2日前に締切) | 受験料 |
| 46回(2.3級) | 6月16日(日) | 3月26日～4月26日 | 2級 7,340円 3級 5,250円 |
| 47回 | 12月1日(日) | 9月17日～10月16日 | 1級 9,620円 2級 7,480円 3級 5,340円 |
| ◆ビジネス実務法務検定◆ インターネット登録 http://www.kentei.org | | | |
| 申込受付:検定センター TEL03-3989-0777(土日・祝日・年末年始を除く 10:00～19:00) | | | |
| 種目/回数 | 試験日 | 受付期間(団体は2日前に締切) | 受験料 |
| 45回(2.3級) | 6月30日(日) | 4月16日～5月17日 | 2級 6,480円 3級 4,320円 |
| 46回 | 12月8日(日) | 9月24日～10月25日 | 1級 11,000円 2級 6,600円 3級 4,400円 |
| ◆福祉住環境コーディネーター検定◆ インターネット登録 http://www.kentei.org | | | |
| 申込受付:検定センター TEL03-3989-0777(土日・祝日・年末年始を除く 10:00～19:00) | | | |
| 種目/回数 | 試験日 | 受付期間(団体は2日前に締切) | 受験料 |
| 42回(2.3級) | 7月7日(日) | 4月23日～5月24日 | 2級 6,480円 3級 4,320円 |
| 43回 | 11月24日(日) | 9月10日～10月11日 | 1級 11,000円 2級 6,600円 3級 4,400円 |
| 日商PC検定を始めとするネット試験受験ご希望の方は、下記にお問い合わせください。 | | | |
| ◆株式会社システムズ 浜田営業所 | | | |
| 〒697-0033 浜田市朝日町1469-3 TEL・FAX:28-7767 | | | |

浜田税務署からのお知らせ

☆ 平成30年分確定申告書の受付期間及び納期限等

| | 申告書の受付期間 | 納 期 限 | |
|------------------|---------------------------------|----------------|--|
| | | 振替日(振替納税利用の場合) | |
| 所得税及び 復興特別所得税 | 平成31年2月18日(月) ～平成31年3月15日(金) | 平成31年3月15日(金) | |
| | | 平成31年4月22日(月) | |
| 消費税及び 地方消費税 | 平成31年1月 ～平成31年4月1日(月) | 平成31年4月1日(月) | |
| | | 平成31年4月24日(水) | |

平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月18日(月)から3月15日(金)ですが、土・日曜日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。なお、申告書は、郵送等又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

☆ 申告会場の開設日程

設置期間：平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)まで
(2月17日(日)以前は、申告会場は設置していません。)

場 所：浜田税務署 2階
浜田市殿町1177番地

受付時間：午前8時30分から午後4時まで
(混雑状況によって午後4時以前に相談受付を終了する場合があります。)

相談時間：午前9時から午後5時まで

【ご注意ください】

- ① 税務署の駐車場は、昨年度より駐車区画が大幅に減少していますので、来場の際には、公共交通機関や近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ② 申告期限の3月15日(金)間近になると申告会場内が大変混雑しますので、2月18日(月)以降、お早めに申告されることをお勧めします。

☆ 確定申告に関する一般的なご相談のお問い合わせ先

確定申告テレフォンセンターのご案内

(電話) 0855-22-0360 (税務署の代表番号と同じです。)
※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

開設期間：平成31年1月10日(木)から3月15日(金)
※ 原則として、土・日曜日、祝日を除きます。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

受付内容：確定申告に関する一般的なご相談・確定申告書等の発送

ホームページでも、税金に関する情報を提供しています。ぜひご覧ください。
～ 国税庁ホームページ「タックスアンサー」www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm ～

事業主の皆さまへ

『働き方改革』が始まります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます



皆さんご承知の通り「働き方改革関連法」が2018年6月に成立し、7月6日に公布されました。2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

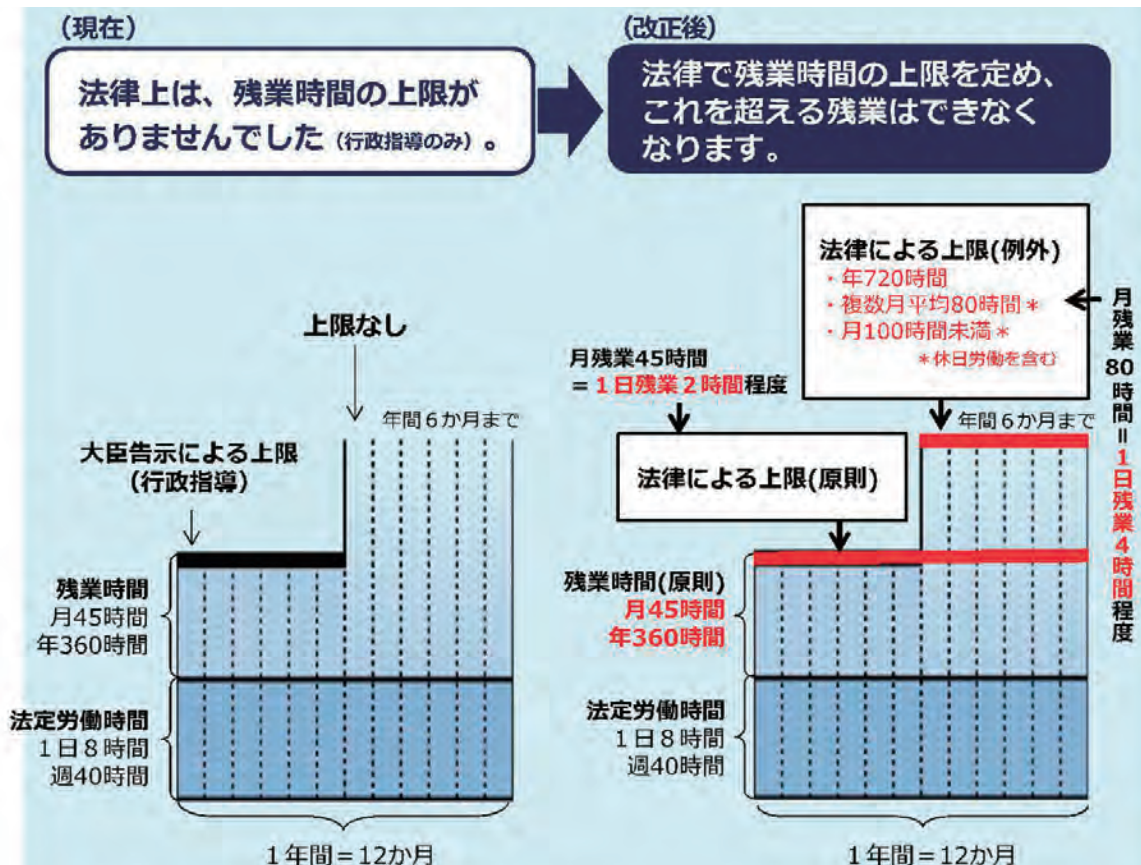
そこで①一定日数の年次有給休暇の確実な取得②時間外労働の上限制導入③不合理な待遇差の禁止について、3回に分けて説明します。今回は、2回目で②時間外労働の上限制導入について説明します。

②時間外労働の上限制導入

【見直しのポイント】

- 時間外の上限はかなり複雑な仕組み(図表参照)
- 施行日は2020年4月から、早めの準備が必要
- 月45時間、年間360時間を義務化
- 左記の口囲みの①から④までの全てを同時に遵守していかなければならない

- ① 時間外労働は年720時間以内
- ② 時間外・休日労働は月100時間未満
- ③ 2ヶ月ないし6ヶ月における期間の時間外・休日労働の平均を80時間以内
- ④ 時間外労働が月45時間



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)
- ◎ 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、
 - ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 - ・月100時間未満(休日労働を含む)
 を超えることはできません。(月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)
また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。